

着物、帯及び帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程の解釈運用について

令和7年3月31日付け令6蚕第353号
一般財団法人大日本蚕糸会

着物、帯及び帯締に係る純国産絹マーク特例管理規程第2条の柱書きでいう「価値を著しく増加させる絹以外の繊維」として使用する、いわゆる金銀糸平箔等については、次のいずれかに該当するものに限るものとする。

- 1 和紙等をベースに、プラチナ、金又は銀を箔押又は蒸着させたもの（撚り糸（芯の素材を問わない。以下同じ。）であるかスリット糸であるかは問わない。）
- 2 ポリエステル等のフィルムベースにプラチナ又は金を蒸着させたもの（和紙等での裏貼りの有無は問わない。また、撚り糸であるかスリット糸であるかは問わない。）
- 3 ポリエステル等のフィルムベースに銀を蒸着させたもののうち、和紙等で裏貼りしたもの（撚り糸であるかスリット糸であるかは問わない。）
- 4 着物、帯及び帯締の価値を高めると認められるソフトリボン箔
- 5 繊維（絹であるか否かは問わない。）に直接銀蒸着し、合成塗料でコーティングしたもの
- 6 うるし糸（芯の素材を問わない。）

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成21年9月9日付け21絹業発第50号は廃止する。